

事務連絡  
平成29年3月21日

各都道府県教育委員会事務局高等学校等就学支援金担当者  
各都道府県知事部局高等学校等就学支援金担当者  
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の高等学校担当者  
附属学校を置く各国立大学法人の高等学校等就学支援金担当者  
独立行政法人国立高等専門学校機構の高等学校等就学支援金担当者  
独立行政法人海技教育機構の高等学校等就学支援金担当者

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

### 高等学校等就学支援金事務処理要領の改正等について（事務連絡）

平素より、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に関する事務への御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

この度、会計検査院の平成27年度決算検査報告における指摘事項も踏まえ、「高等学校等就学支援金事務処理要領」の改正を行いました（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoutou/mushouka/1345899.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/mushouka/1345899.htm)）。

改正の概要等については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給する生徒等の在学する関係学校及び就学支援金にかかる事務を委託している市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、高等学校等就学支援金を支給する生徒等の在学する関係学校及び学校法人等に対して、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その管下の関係学校に対して事務処理要領の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。また、各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれても、所轄する各学校において適正な事務処理が図られるよう御協力願います。

### 記

#### 第1 事務処理要領の改正について

##### 1 会計検査院による平成27年度決算検査報告での指摘事項に関する改正

会計検査院による平成27年度決算検査報告において、①都道府県知事の委託に基づき学校設置者が生徒の受給資格の有無等の確認を実施していた一部の都道府県において、学校設置者が申請書等の確認を誤っていたり、都道府県知事に提出した確認結果を記載した一覧表が事実と相違していたことによって、都道府県知事が就学支援金を過大に支給したり、受給資格を有しない生徒について受給資格の認定を行っていたりなどしていたこと及び②一部の都道府県において、年度初めなどの単位登録時に授業料を全額納付させていたのに、特段の事情がないにもかかわらず、就学支援金がす

みやかに引き渡されていなかったことが指摘されたこと踏まえ、今回の改正において次の措置を講じたこと。

#### (1) 受給資格の認定等を行う際の学校設置者における確認結果の検証

都道府県が就学支援金の受給資格認定等に当たり学校設置者に申請書等の確認作業を委託する場合には、都道府県が確認した結果が申請書等に記された情報を法令等にのっとり適切に確認したものとなっているか抽出して調査するなど学校設置者の確認結果の妥当性についての検証を行い、確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導を十分行うこと。

#### (2) 就学支援金の生徒へのすみやかな引渡し

就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合の就学支援金の学校設置者から生徒への引渡しについて、都道府県は、特段の事情がある場合を除き速やかに生徒に引き渡すよう学校設置者への指導を十分に行うとともに、学校設置者に引渡し状況の報告を求めるなどして高等学校等就学支援金が生徒に適時適切に引き渡されることを確保すること。

### 2 事務処理要領の構成等の見直し

事務担当者の便宜に資するため、事務処理要領の構成を見直し、留意事項については、事項ごとにまとめて、第Ⅱ部第2章としたこと。また、その他表現の見直し、説明の補足等を追記したこと。

## 第2 就学支援金事務の適正な事務処理等に関する留意事項

### 1 就学支援金事務の適正な事務処理について

先般のウィッツ青山学園高等学校における就学支援金の不正受給の事案も踏まえた就学支援金事務の適正な事務処理について、平成28年3月30日付け27文科初第1753号を踏まえ、引き続き、受給要件及び罰則規定等の周知徹底、都道府県における確認の強化、制度の厳格な運用、授業料や就学支援金の適切な表示に関する指導、就学支援金のすみやかな引渡し等に取り組まれないこと。

### 2 高等学校等の生徒に係る経済的負担の軽減について

#### (1) 都道府県における授業料減免制度等の拡充

平成26年4月の国の制度改正では、公私間格差・都道府県格差の是正と低所得世帯等への一層の支援充実による教育の実質的機会均等を図るため、私立高等学校等に係る就学支援金の加算の拡充を行ったが、本制度改正と各自治体の支援策とが一体となり、低所得世帯等の負担がより軽減されることが重要であり、この改正趣旨を踏まえ、本制度改正が確実に生徒・保護者等の経済的負担の軽減につながるよう、引き続き、国の支援の拡充によって生じた財源等を活用し、家庭の経済的負担の軽減策等の着実な実施を図ること。

#### (2) 留年者、既卒者及び履修単位が74単位を超える者の扱い

公立高等学校における留年者、既卒者及び履修単位が74単位を超える者に対する授業料の徴収に係る扱いについて、平成25年度まで不徴収としていた自治体のいくつかで原則徴収する変更が見られたが、平成25年度までの対応と同様に、既に授業料設定の変更、授業料減免措置の実施等により、生徒負担が生じないよう対応している都道府県も多くあるところ、未だ対応していない都道府県におかれては、平成25年度までの対応との継続性・整合性も考慮し、正当な理由なく新たに生徒負担を生じさせることのないよう授業料設定の変更、授業料減免措置等の対応について配慮すること。

### 3 制度運用上の留意点について

#### (1) 生徒・保護者等のプライバシーへの配慮

多くの地方公共団体で受給資格の認定のための申請や収入状況の届出に当たっては、書類の提出を封をした封筒で行う等、生徒・保護者等のプライバシーに配慮した形で事務が行われているが、引き続き、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、生徒・保護者等のプライバシーに配慮すること。

#### (2) 市町村民税所得割額が確認できる書類の取得に係る負担軽減

市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書、納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書）の取得・提出に当たっては、他の支援制度で必要となる書類と重複する場合は提出を不要とするほか、各種証明書の発行を行う市区町村の担当部局と連携して生徒・保護者等の手数料の負担を軽減している地方公共団体が見られることから、引き続き、市区町村の担当部局と手続等について十分に調整を行い、各種証明書の発行・取得を円滑に実施すること。

### 4 学校現場との適切な事務分担

申請書類の収集や認定事務等については、各地方公共団体の実情に応じて学校現場と分担されて実施されているが、例えば、繁忙期には臨時的に学校現場に職員を配置するなど本制度に係る事務が過度に学校現場の負担とならないよう、その分担や業務体制を工夫すること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

財務課高校修学支援室

電話 03-6734-3578（直通）